

宇都宮市清掃条例(昭和31年条例第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づき市が行う廃棄物の処理及び清掃等に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭61条例10・一部改正)

(市長の責務)

第1条の2 市長は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な廃棄物の減量活動を促進するよう努めなければならない。

(平6条例51・全改)

(市民の責務)

第1条の3 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物を自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(平6条例51・追加)

(事業者の責務)

第1条の4 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量するとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(平6条例51・追加)

(集団回収活動)

第1条の5 市民は、日常生活に伴って生じる廃棄物のうち再使用又は再生利用(以下「再生利用等」という。)の可能なものの分別を行うとともに、集団回収活動(再生利用等の対象となる物を資源化する目的で回収を行うために、市民により構成された団体が市内において実施する自主的な活動をいう。以下同じ。)に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市は、集団回収活動に対し、必要な助言及び支援を行うものとする。

(平17条例63・追加)

(家庭系廃棄物の搬出等)

第2条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、法第6条第1項に規定する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分ごとに収納して所定の集積所に搬出するとともに、集積所を常に清潔にしておかななければならない。

2 集団回収活動を実施する団体で当該活動において再生利用等の対象となる物の搬出場所として前項の集積所を利用しようとするものは、あらかじめ利用する集積所、利用日その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

(平6条例51・全改、平17条例63・平18条例16・一部改正)

(違反者に対する措置)

第2条の2 市長は、占有者等が前条の規定に違反していると認めるときは、その占有者等に対し、必要な指導、勧告、収集拒否その他必要な措置を講ずることができる。

(平6条例51・追加、平18条例16・一部改正)

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第2条の3 次の各号に定める資源物(日常生活に伴って生じる廃棄物のうち再生利用等が可能なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)については、当該各号に定める者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

(1) 第2条第1項の規定により集積所に搬出された資源物 市並びに市が収集及び運搬を委託する者(以下「市等」という。)

(2) 集団回収活動により集積所に搬出された資源物 集団回収活動に係る資源物を収集及び運搬する者として規則に定めるもの(以下「指定回収者」という。)

2 市民は、[前項](#)の規定に違反する資源物の収集又は運搬を防止するために市が実施する措置に協力するとともに、市等及び指定回収者以外の者による資源物の収集又は運搬を発見したときは、その旨を市に通報するよう努めるものとする。

3 市長は、市等及び指定回収者以外の者が、[第1項](#)の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平17条例63・追加)

(事業系一般廃棄物の処理)

第3条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者に運搬させ、若しくは一般廃棄物の処分を業として行う者に処分させなければならない。

(平18条例16・全改)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第3条の2 事業用の建築物の所有者(所有者以外に当該事業用の建築物の全部の管理について権原を有する者がいるときは、当該権原を有する者。以下「所有者等」という。)は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(平18条例16・追加)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第3条の3 事業用の建築物で大規模なものとして規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者等は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用等を促進することにより、当該廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量について、所有者等に協力しなければならない。

(平18条例16・追加)

(減量等計画書の提出等)

第3条の4 事業用大規模建築物の所有者等は、事業系一般廃棄物の減量を推進するため、規則で定めるところにより、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量に関する計画書(以下「減量等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、減量等計画書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、減量等計画書について、事業系一般廃棄物の減量を推進するため必要があると認めるときは、事業用大規模建築物の所有者等に対し、当該減量等計画書の変更その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(平18条例16・追加)

(廃棄物管理責任者の届出等)

第3条の5 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(平18条例16・追加)

(改善勧告)

第3条の6 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が[第3条の4第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定若しくは[第3条の5](#)の規定に違反していると認めるとき又は[第3条の4第3項](#)の規定による指示に従わないときは、事業用大規模建築物の所有者等に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平18条例16・追加)

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第4条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2に定める基準によらなければならない。

(平5条例13・平11条例13・平18条例16・一部改正)

(胞衣汚物等)

第4条の2 市が処理する廃棄物のうち「胞衣汚物等」とは、分娩による排せつ物等で、規則で定めるものをいう。

2 胞衣汚物等は、斎場において処分する。

(昭57条例31・追加)

(粗大ごみ及び動物の死体の処理)

第5条 占有者等は、粗大ごみ及び動物の死体を自ら処分することが困難なときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平6条例51・平18条例16・一部改正)

(廃棄物の受入基準等)

第6条 占有者等又は事業者(占有者等又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。[次項](#)において同じ。)は、廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者等又は事業者が[前項](#)の受入基準に従わないときは、搬入しようとする廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平6条例51・全改, 平18条例16・一部改正)

(市が処分する産業廃棄物)

第7条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が別に定めて告示する。

(平13条例13・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可)

第8条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(昭61条例10・平5条例13・平18条例16・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第8条の2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(昭61条例10・追加, 平5条例13・一部改正)

(許可証の交付)

第9条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたとき、又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。

2 許可業者は、[前項](#)の許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(昭61条例10・平5条例13・平18条例16・一部改正)

(変更、廃業等の届出)

第10条 許可業者は、住所その他申請書の記載事項の変更又は当該業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(昭61条例10・全改)

(遵守事項)

第11条 許可業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可条件に違反しないこと。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) その他市長が指示する事項

(昭61条例10・全改)

(許可の取消し又は事業の停止)

第11条の2 市長は、許可業者が法、浄化槽法又はこの条例の規定に違反したときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(昭61条例10・追加)

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料等)

第12条 [次の各号](#)に掲げる者は、[当該各号](#)に定める額の手数料を申請又は届出の際納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 16,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更に係る許可を受けようとする者 16,000円
- (3) [前2号](#)の許可証の再交付を受けようとする者 4,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(昭51条例47・昭57条例31・昭61条例10・平3条例41・平5条例13・平11条例31・一部改正)

(一般廃棄物処理施設等許認可申請手数料)

第12条の2 市は、法に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許認可申請に関し、[別表第1](#)の該当する金額を手数料として当該申請の際徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(平12条例26・追加, 平12条例44・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、[別表第2](#)の該当する金額の合計額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を手数料として徴収する。

- 2 [前項](#)の手数料の徴収額の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、生活困窮、天災その他特別の理由があると認めるときは、[第1項](#)の手数料を減免することができる。

(昭63条例9・平3条例41・平5条例13・平6条例51・平9条例4・平12条例26・平16条例37・一部改正)

(産業廃棄物処理手数料)

第14条 法第13条第2項の規定に基づき、[第7条](#)に定める産業廃棄物の処分に要する費用として、事業者から市が徴収する手数料は、[別表第3](#)のとおりとする(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)。

- 2 [第13条第2項](#)の規定は、[前項](#)の手数料について準用する。

(昭49条例24・平3条例41・平6条例51・平9条例4・平12条例26・平16条例37・一部改正)

(同業団体の届出)

第15条 許可業者が、同業組合を結成したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届出事項に異動が生じたときも、同様とする。

(廃棄物減量等推進審議会)

第16条 [次の各号](#)に掲げる事項について、調査審議するため、宇都宮市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 一般廃棄物の減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- (3) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- 2 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

- 3 [前2項](#)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例18・追加)

(生活環境影響調査結果書の縦覧等)

第17条 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。[次項](#)において同じ。)の規定による生活環境影響調査結果書(法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種別は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又は栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)第19条第1項の規定により公衆の縦覧に供する事業に係る施設を除く。以下「施設」という。)とする。

- 2 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査結果書を公衆の縦覧に供し、意見書の提出の機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

- 3 政令第5条の6第2号の規定による生活環境影響調査結果書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 市役所その他市長が指定する場所
- (2) 縦覧の期間 [前項](#)の告示の日から1月間

- 4 政令第5条の6第3号の規定による意見書の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 提出先 市役所その他市長が指定する場所
- (2) 提出期限 [前項](#)の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日

(平11条例13・追加・平11条例25, 令元条例22・一部改正)

第17条の2 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。[第3項](#)において同じ。)の規定による生活環境影響調査結果書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種別は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(環境影響評価法第27条又は栃木県環境影響評価条例第19条第1項の規定により公衆の縦覧に供する事業に係る施設を除く。)とする。

- 2 法第9条の3の3第1項の規定により市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、生活環境影響調査結果書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、[前項](#)の規定による届出を受け、法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果書を公衆の縦覧に供し、意見書の提出の機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

- 4 政令第5条の6の2第2号の規定による生活環境影響調査結果書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 受託者の主たる事業所、市役所その他市長が必要と認める場所
- (2) 縦覧の期間 [前項](#)の告示の日から1月間

- 5 政令第5条の6の2第2項の規定による意見書の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 提出先 受託者の主たる事業所その他市長が必要と認める場所
- (2) 提出期限 [前項](#)の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日

(令元条例22・追加)

(協議)

第18条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に生活環境影響調査結果書の写しを送付し、当該市町村における当該生活環境影響調査結果書の縦覧の実施等について、当該市町村の長と協議するものとする。

- (1) 施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の設置又は変更により、他の市町村の区域に生活環境の保全についての影響があると認められるとき。

(平11条例13・追加)

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第18条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士([前号](#)に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。[次号](#)において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。[次号](#)において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。[次号](#)において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) [前各号](#)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平25条例23・追加、平31条例14・一部改正)

(宇都宮市行政手続条例の適用除外)

第18条の3 [第2条の3第3項](#)の規定による命令については、[宇都宮市行政手続条例\(平成8年条例第41号\)第3章](#)の規定は、適用しない。

(平17条例63・追加、平25条例23・旧第18条の2繰下)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例18・旧第16条繰下、平11条例13・旧第17条繰下)

(罰則)

第20条 [第2条の3第3項](#)の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平17条例63・追加)

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、[前条](#)の罰金刑を科する。

(平17条例63・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、[別表第1](#)種別の欄上記以外の一般廃棄物の項に定める手数料の規定及び[別表第2](#)の規定は、昭和47年6月1日から施行する。  
(汚物取扱業に関する経過規定)
- 2 この条例施行の際現に宇都宮市清掃条例の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、この条例の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。  
(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)
- 3 上河内町及び河内町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、上河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和61年上河内村条例第1号)若しくは河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年河内町条例第9号)(以下「編入前の条例」という。)又は上河内町浄化槽の清掃業に関する条例(昭和61年上河内村条例第2号)若しくは河内町浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年河内町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例3・全改)

- 4 編入日前に、編入前の条例の規定により交付を受けた許可証は、この条例の相当規定により交付を受けた許可証とみなす。

(平19条例3・追加)

附 則(昭和48年9月29日条例第37号)

この条例は、昭和48年11月1日から施行する。ただし、別表第1中ふん尿の項を改める改正規定のうち第3号に係る部分は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日条例第24号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月23日条例第61号)

この条例は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則(昭和51年9月29日条例第47号)

この条例中第1条の2を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月21日条例第58号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月21日条例第26号)

この条例は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日条例第15号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月24日条例第14号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月24日条例第31号)

- 1 この条例は、昭和57年8月1日から施行する。
- 2 宇都宮市胞衣汚物取扱手数料条例(昭和45年条例第21号)は、廃止する。

附 則(昭和59年9月20日条例第36号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月22日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年5月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この条例の規定によつてなされた浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則(昭和63年3月24日条例第9号)

この条例は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則(平成2年3月23日条例第20号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
附 則(平成5年3月23日条例第13号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定、第13条の2を削る改正規定及び別表第1の改正規定は、平成5年10月1日から施行する。  
附 則(平成6年3月23日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第51号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月19日条例第37号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月19日条例第44号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月23日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月17日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第44号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成17年9月5日条例第63号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第79号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月5日条例第3号)

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第92号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第42号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成21年3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成23年3月24日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第23号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第12条の2関係)

(平12条例26・追加, 平12条例44・平13条例13・平23条例9・平30条例11・一部改正)

項	事項	金額	
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 130,000円
		(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 110,000円
2	一般廃棄物処理施設変更許可申請	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 120,000円
		(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 100,000円
3	一般廃棄物処理に係る熱回収施設設置者認定申請	1件につき 33,000円	
4	一般廃棄物処理に係る熱回収施設設置者認定更新申請	1件につき 20,000円	
5	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請	1件につき 94,000円	
6	一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割認可申請	1件につき 94,000円	
7	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請	1件につき 147,000円	
8	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請	1件につき 134,000円	
9	産業廃棄物収集運搬業許可申請	1件につき 81,000円	
10	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請	1件につき 73,000円	
11	産業廃棄物処分業許可申請	1件につき 100,000円	
12	産業廃棄物処分業許可更新申請	1件につき 94,000円	
13	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請	1件につき 71,000円	
14	産業廃棄物処分業変更許可申請	1件につき 92,000円	
15	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	1件につき 81,000円	
16	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請	1件につき 74,000円	
17	特別管理産業廃棄物処分業許可申請	1件につき 100,000円	
18	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請	1件につき 95,000円	
19	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請	1件につき 72,000円	
20	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請	1件につき 95,000円	
21	産業廃棄物処理施設設置許可申請	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 140,000円
		(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 120,000円
22	産業廃棄物処理施設変更許可申請	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 130,000円
		(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 110,000円
23	産業廃棄物処理に係る熱回収施設設置者認定申請	1件につき 33,000円	
24	産業廃棄物処理に係る熱回収施設設置者認定更新申請	1件につき 20,000円	
25	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請	1件につき 94,000円	
26	産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割認可申請	1件につき 94,000円	



## 別表第2(第13条関係)

(平16条例37・全改, 平17条例79・平19条例92・平20条例42・平26条例2・令元条例2・一部改正)

## 1 し尿

種別	取扱区分		金額	
一般世帯	基本額	世帯割	収集1回につき 296円	
		人員割	月1回又は数月に1回収集する世帯	1月当たり世帯人員1人につき 383円
			月2回以上収集する世帯	収集1回当たり世帯人員1人につき 383円
	加算額	無臭トイレ又は汲取式水洗便所を使用する世帯	1便槽1回につき 581円	
事業所等	基本額	事業所(当該事業所に居住者があり, 便所を使用する者がその居住者に限る場合を除く。)又は別に規則で定める基準量を超えて水又は薬品等が便槽に混入した一般世帯(以下「事業所等」という。)	18リットル(18リットル未満は, 18リットルとみなす。)につき 220円	
	加算額	仮設トイレを使用する事業所等	収集1回につき 3,300円	
処理業者	市長が指定する清掃工場へ投入するし尿処理業者(市内で収集したし尿を投入する場合を除く。)		100キログラム(100キログラム未満は, 100キログラムとみなす。)につき 1,151円	
備考				
1 世帯人員は, 毎月1日現在において, 当該世帯に生活の本拠を有する者とする。				
2 収集が月の途中で開始され, 又は廃止された場合で当該月に収集したときは, その月分を徴収する。				

## 2 し尿以外のもの

種別	取扱区分	金額
浄化槽に係る汚泥	浄化槽清掃業者が市長から指定された清掃工場に投入する場合(市内で収集した浄化槽に係る汚泥を投入する場合を除く。)	100キログラム(100キログラム未満は, 100キログラムとみなす。)につき 1,151円
えな 胞衣汚物等	斎場へ搬入する場合	1個につき 923円 1個が4キログラムを超えるものは, 1キログラム(1キログラム未満は, 1キログラムとみなす。)を増すごとに, 230円を加算する。
動物の死体	収集, 運搬及び処分する場合	1体につき 1,100円
	市長が指定する処理施設へ搬入する場合	1体につき 530円
粗大ごみ(日常生活に伴う家庭系廃棄物に限る。)	収集, 運搬及び処分する場合	1個又は1組につき 840円
事業系一般廃棄物のうち再生利用又は再使用が可能な紙類及び布類	市長が指定する処理施設へ搬入する場合	10キログラム(10キログラム未満は, 10キログラムとみなす。)につき 37円
上記以外の事業系一般廃棄物又は日常生活に伴わない家庭系廃棄物	市長が指定する清掃工場へ搬入する場合	10キログラム(10キログラム未満は, 10キログラムとみなす。)につき 226円

## 別表第3(第14条関係)

(平16条例37・全改, 平17条例79・平26条例2・令元条例2・一部改正)

取扱区分	金額
市長が指定する清掃工場へ搬入する場合	10キログラム(10キログラム未満は, 10キログラムとみなす。)につき 226円